

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 1 6 日

西宮市内指定地域密着型サービス事業者 様

西宮市法人指導課長

新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについての期間再延長について（通知）

本市における新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについて（通知）」（令和 2 年 3 月 3 日西宮市法人指導課事務連絡）及び「新型コロナウイルス感染拡大防止措置に伴う運営推進会議等の取扱いについての期間延長について（通知）」（令和 2 年 3 月 3 1 日西宮市法人指導課長事務連絡）にて、取扱いをお示ししているところです。

しかしながら、今般、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取扱いを次のとおりに改めた上で期間を延長します。

記

1. 運営推進会議等の開催について

運営推進会議及び介護・医療連携推進会議（以下、運営推進会議等）については、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じる観点から、原則開催を中止し、これに代えて書面会議を開催する措置を取ってください。

書面会議の開催にあたっては、当日の議題等に関する資料を委員に送付し、委員から書面等により意見・助言を求めるよう努めてください。

2. 書面会議開催にあたっての資料送付に関する留意事項

個人を特定する記載は避けるなど、個人情報の取り扱いに配慮してください。

3. 書面会議を開催した場合の市への開催報告について

書面会議の開催概要を記録し、委員に送付した資料を添付の上、市に報告してください。市への開催報告をもって、今年度の運営推進会議等を開催したものと扱います。なお、開催報告期限は資料を送付した月の翌月末日までとします。（令和 2 年 4 月分の提出期限は、令和 2 年 5 月末日とします。）

<裏面に続く>

4. 認知症対応型共同介護事業所の外部評価の受審免除の取り扱いについて

本通知における書面会議による開催を含め、年6回以上開催している場合、「西宮市認知症対応型共同生活介護等事業にかかる自己評価及び外部評価の実施回数に関する要綱」第2条第3項第1号を満たしているものと扱います。

5. 本通知の適用期間について

本通知発出日から当面の間とします。当該取り扱いの終了時期については、再度通知させていただきます。

以 上

問い合わせ先 西宮市法人指導課 電 話 : 0798-35-3423 E-mail : hojin@nishi.or.jp
--